

# 大村市政だより

## 人口の動き (訂正)

(1月31日現在)	前月比
人口 56,575	(+ 32)
男 27,255	(+ 13)
女 29,320	(+ 19)
世帯数 13,569	(+ 5)
出生 70	転入 263
死亡 52	転出 249

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行 ■定価1部5円  
 ■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 菊池綱昌 ■印刷所 大村活版所



[写真上]＝市庁舎前でビニール袋に入った綿鯉を受け取る助役と教育長  
 [写真下]＝雪の降るなかで、学校の池に鯉を放流

## “ “ “ “ 学校に鯉のおくりもの “ “ “ “

＝ライオンズクラブより＝

“子供たちの教材に役立ててください”と、市内ライオンズクラブは錦鯉500匹を教育委員会に寄贈されました。市教育委員会では、この鯉を市内の小中学校に配付し、子供たちの教材として役立てることにしました。



☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

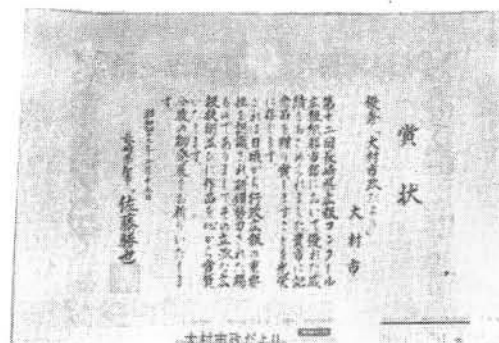
## “ “ “ “ 大村市政だより 優秀賞に “ “ “ “

＝県広報コンクールで＝

大村市政だよりが、今年の長崎県広報コンクールで優秀賞に入賞しました。

このコンクールは、市町村の広報技術の向上のために毎年行なわれているものです。

大村市政だよりは、毎月3回発行し、市民みなさんの手許におとどけていますが、県内では月3回発行しているところはなく、昨年は努力賞に入賞し、今年の入賞で連続入賞ということになります。



[写真右]＝賞状と入賞した昭和42年10月20日号の大村市政だより



○ (ここをとしてください) ○



おしらせコーナー

選挙人名簿に登録される人などの台帳の縦覧

三月三十日に選挙人名簿に登録される人および選挙人名簿から抹消される人を記載した台帳を、次のとおり一般の縦覧に供します。

▽縦覧期間 三月十一日から三月二十日まで
時間 午前八時三十分から午後五時まで。
▽縦覧場所 選挙管理委員会事務局。各出張所にも台帳の写を期間中に備えていますので

縦覧できます。
なお、三月三十日に選挙人名簿に登録される人とは現在使用されている選挙人名簿に登録されている人(今までの選挙に投票所入場券がきた人)を除き、三月一日までに登録の申出をして次に該当する人です。

①新たに大村市に転入した満二十才以上の人で三月一日現在で引続き三カ月以上大村市に住んでいる人。
②永年大村市に住んでいる人で三月一日現在で満二十才になった人。

③永年大村市に住んでいる満二十才以上の人で何らかの理由で名簿に登録もれになっている人。

婦人と電気会の会員を募集

豊かで楽しい文化生活を営むには、電気の知識が必要です。九電では、家庭婦人を対象として「婦人と電気会の会員

をつぎのとおり募集しています。ご希望の方は申込みください。
△申込 三月二十五日までに、最近の電灯料領収証を持って、九電大村営業所に申込みください。

▽会費 無料です
▽行事 四月から十二月まで毎月一回の例会を開き、電気釜、アイロン、テレビ、冷蔵庫などの取り扱い方や簡単な修理などを勉強します。

測量士、測量士補の国家試験があります

▽受験資格
年齢、性別、学歴、実務経歴などに関係なく誰でも受験できます。
▽受験手続
三月二十日までに、東京都目黒区東山三丁目24番13号の建設省国土

酒酔い運転しめだそう

飲ませた方も罰せられます



地理院総務部総務課に願書を提出してください。
なお、くわしいことは市の土木課におたずねください。

3月15日まで

市県民税の申告

市県民税の申告はお済みになりましたか。3月15日が申告期限です。

まだお済みでない方は、期限内に申告をしてください。期限までに申告されないと諸控除が認められません。できるだけ早く申告をすませましょう。

3月21日まで

固定資産の縦覧期間

昭和43年度の固定資産(土地、家屋、償却資産)の価格と課税標準額(土地のみ)を決定した固定資産税課税台帳を縦覧に供しておりますので、関係者は縦覧してください。

▷期限 3月21日まで

▷場所 課税課

なお、固定資産税課税台帳に登録された価格と課税標準額に不服のある場合は、4月1日までに文書で審査の申出をすることができます。

ただし、基準年度(昭和42年度)の価格を据置いた土地または家屋については、昨年中に地目変換や新改築または損壊などの事情があった場合を除いては審査の申出をすることはできません。

市税の納期が変わります

昭和43年度の市民税と固定資産税の納期がつぎのとおり変わっていますのでお知らせいたします。

▷市民税

1期-6月 2期-8月
3期-11月 4期-1月

▷固定資産税

1期-4月 2期-7月
3期-10月 4期-12月

# 市民交通傷害保険講座

〔第2回目の市民交通傷害保険講座です〕

問 支払われる保険金は

答 原則としては完全に  
なおってから支払わ  
れることになってお  
る期間の治療を要す  
る傷害をうけたとき、  
保険金の内払はできま  
すか

答 原則として完全な  
りますが、治療が長  
期にわたる場合は内  
払ができることにな

つております。

問 傷害を受けてから保  
険金支払の期間は

答 請求手続をしてから  
通常の場合は一カ月  
以内となっております。

問 保険金が支払われな  
い場合はどんなときで  
すか。

答 次の場合は保険金は  
支払われません。

①被保険者が「故意」に  
傷害にかかったとき  
とか、常識では考え  
られないような過失  
があつた場合

②被保険者の自殺行為  
または犯罪行為を伴  
う傷害の場合

③地震、津波による傷  
害

④無免許運転による傷  
害(同乗者には保険  
金が支払われず)

⑤試運転、競技、興行  
訓練のため、道路以  
外の場所において車  
に乗っている間の傷  
害

転出された場合も保険  
期間(四十四年三月三  
十一日まで)は被保険  
者の資格があります。  
従つてその期間内に傷  
害を受けられた場合は  
保険金の請求ができま  
す。

## 市内施設めぐり

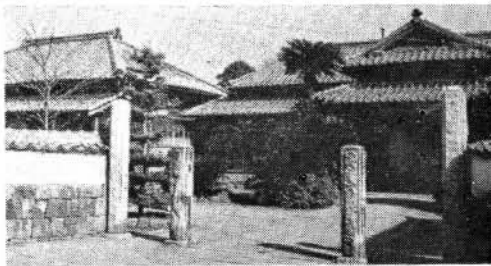
### 裁判所

長崎地方裁判所大村支  
部は、明治十九年一月、所大村支部、大村簡易裁  
大村治安裁判所として設  
けられ、東彼杵郡と北高  
来郡を所轄した。開庁以  
来、八十二年の歴史をも  
つ大村裁判所は、昭和十  
五年北高来郡の諫早に市  
制が施行されたため、諫  
早市と北高来郡は管轄外  
となり、昭和十七年大村  
市に市制が施行されたた  
め大村市と東彼杵郡をそ  
の管轄とした。

定され、長崎地方裁判所  
大村支部、長崎家庭裁判  
所相談の窓口も設け、法  
規や手続などがわからず  
困つていらっしゃる方の相談相手  
となっております。

裁判所が取扱かう事件  
は、すべて国民の権利義  
務に密接な関係があるた  
め、厳格な手続、審理を  
行なつていきます。また、  
民事調停や、家事調停は  
裁判所や調停委員をなか  
り、お互いによ  
く話しあい、ゆずりあつ  
て円満な解決をはかるし  
てくみになつていきます。

取扱い件数は、年間平



問 加入資格は住民登録  
をしている人となつて  
おりますが、加入後他  
市町村に転出した場合  
はどうなりますか。

答 加入後に他市町村に

訂正

前号市政だよりのこの  
講座で、保険期間が昭和  
四十三年三月となつてお  
りましたが、昭和四十四  
年三月のあやまりでした  
ので訂正します。

### 巡回交通事故相談所を開設します

県は交通事故被害者対  
策の一つとして、つぎの  
とおり交通事故巡回相談  
所を開設します。

交通事故のことで心配  
事のある方は遠慮なく相  
談ください。

▽日時 三月十八日  
午後一時から五時まで

▽場所 大村市役所 第

### 車の交通止

市道舗装工事のため  
つぎのとおり車の交通  
止を行なつていきます。  
ご協力ください。

▽区間 原口バス停留  
所から大村空港まで

▽期間 5月31日まで